

だい じ 第3次

ぜんつうじししょう ふくしきほんけいかく 善通寺市 障がい福祉基本計画

あん
(案)

ダイジェスト版



けいかくさくてい はいけい 計画策定の背景

近年、高齢化の進行に伴う障がい者の増加に加え、現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられ、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。

本計画は、近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受けて、平成15年3月に策定した「第2次善通寺市障害者福祉基本計画」および平成21年3月に策定した「善通寺市障害福祉計画（第2期）」を見直し、善通寺市において障がいのある人もない人も地域でいきいきと暮らすことができる共生の社会をめざし、策定しました。

かがわけんぜんつうじし
香川県善通寺市

へいせい ねん がつ
平成23年2月

けいかくさくてい がいよう 計画策定の概要

けいかくきかん 計画期間

本計画は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とします。また、計画期間内における社会情勢の変化やニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
だい じぜんつうじしじょう しゃふくしきほんけいかく へいせい ねんど 第3次普通寺市障がい者福祉基本計画(平成23～32年度)									

けいかく ほうれいとう こんきよ 計画の法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障がい者計画と、障害者自立支援法第88条に基づく障がい福祉計画になります。

けいかく きほんりねん 計画の基本理念

前計画の「障がいのある人となない人がライフステージのすべての段階においてお互いに尊重しあい、ともに生活し活動していくことのできる社会づくり」の考え方を踏襲し、第3次普通寺市障がい者福祉基本計画の基本理念を次のように定めます。

「障がいのある人となない人が 地域社会でお互いに尊重しあい
安心して暮らせる まちづくり」

けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標

基本理念を実現するための施策を導くために、次の4つを基本目標とします。

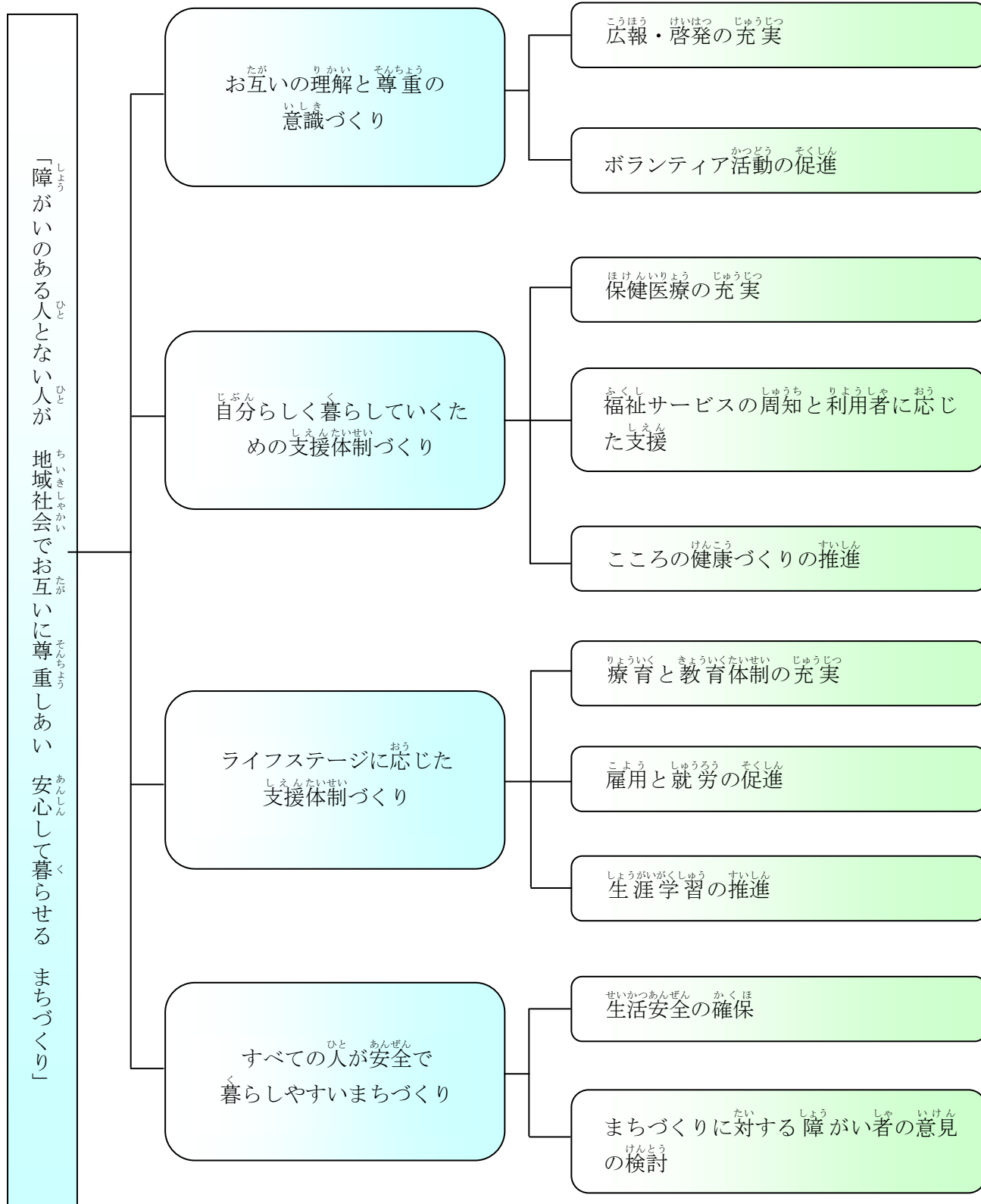
- (1) お互いの理解と尊重の意識づくり
- (2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり
- (3) ライフステージに応じた支援体制づくり
- (4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

けいかく たいけい 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策



ぐたいてきしさく てんかい 具体的施策の展開

基本目標 お互いの理解と尊重の意識づくり

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、障がいのある人とない人がともに生きる社会環境づくりをめざすノーマライゼーションの理念を実現することが重要です。

今後、障がいについての正しい知識をひろめ、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあうノーマライゼーションの考え方を普及するとともに、障がいへの理解を深めていきます。

ア 広報・啓発の充実

重点施策	① 広報・啓発の促進
	② 交流・ふれあいの促進
	③ 障がい者への理解の促進

イ ボランティア活動の促進

重点施策	① ボランティア活動の促進
	② 団体および家族会への支援
	③ 見守りネットワークづくりの推進



基本目標 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

障がいの有無にかかわらず、生活を営んでいくうえで、心身の健康保持は重要です。
障がい者の特性に応じた保健・医療・福祉施策の充実を図るとともに、現在行われている福祉サービス制度の適切な運用および周知を図り、保健・医療・福祉が一体となった総合的な支援体制づくりをめざします。

ア 保健医療の充実

重点施策	① 疾病の予防および早期発見
	② 医療の充実
	③ 難病患者への在宅福祉サービスの充実

イ 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援

重点施策	① 在宅福祉サービスの充実
	② 施設福祉サービスの充実
	③ 生活安定施策の充実
	④ 相談体制の整備および円滑な運営体制づくり
	⑤ 権利擁護の確立

ウ 心の健康づくりの推進

重点施策	① 精神保健福祉対策の推進
	② 専門職の人材確保

基本目標 ライフステージに応じた支援体制づくり

障がい児に対する保育・療育や就学前教育により、子どもの可能性を伸ばし、それぞれの個性・能力を発揮することは、将来、社会的に自立するために重要なことです。そのため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、必要な関係機関と連携を図りながら、療育支援事業の充実をめざします。

また、ライフステージに応じ、障がい者が自立した生活を送るためには、就労の機会の確保等が必要であり、障がいに対する理解を促進し、就労できる環境づくりをめざします。

ア 療育と教育体制の充実

重点施策	① 早期療育体制の充実
	② 障がい児教育の充実
	③ 発達障がいのある子どもに対する支援
	④ 障がい者（児）への理解の促進

イ 雇用と就労の促進

重点施策	① 雇用の啓発と関係機関との連携
	② 雇用の促進
	③ 福祉就労の場の確保と支援

ウ 生涯学習の推進

重点施策	① レクリエーション・文化活動の推進
	② 社会参加の機会の提供

基本目標 すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

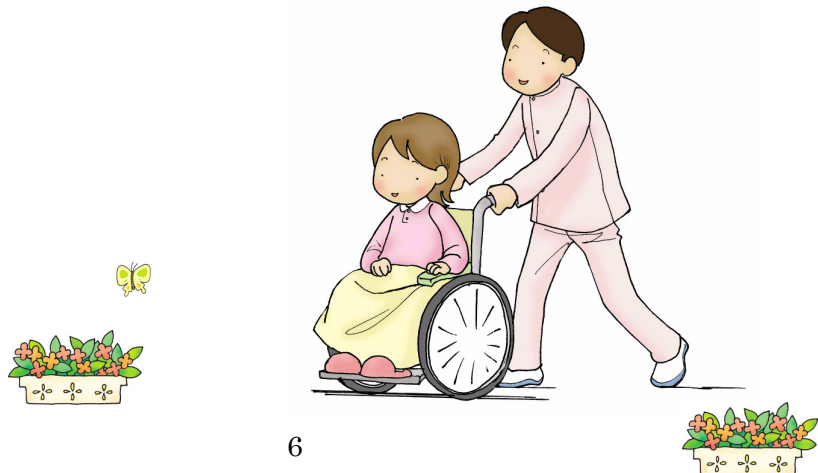
障がい者が地域の中で安心して暮らしていくために、安全性や利便性、快適性が確保された環境が大切です。すべての人が安心して安全に暮らせるまちづくりを行うため、公共施設や住環境等を中心とするバリアフリー化を促進するとともに、災害時や緊急時においても必要な支援を受けられることができるよう、総合的なユニバーサルデザインによるまちづくりをめざします。

ア 生活安全の確保

重点施策	① ユニバーサルデザインのまちづくり
	② 道路や公共施設のバリアフリー化
	③ 心のバリアフリー化
	④ 交通・移動対策の推進
	⑤ 障がい者に配慮した防災・緊急対策の推進

イ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

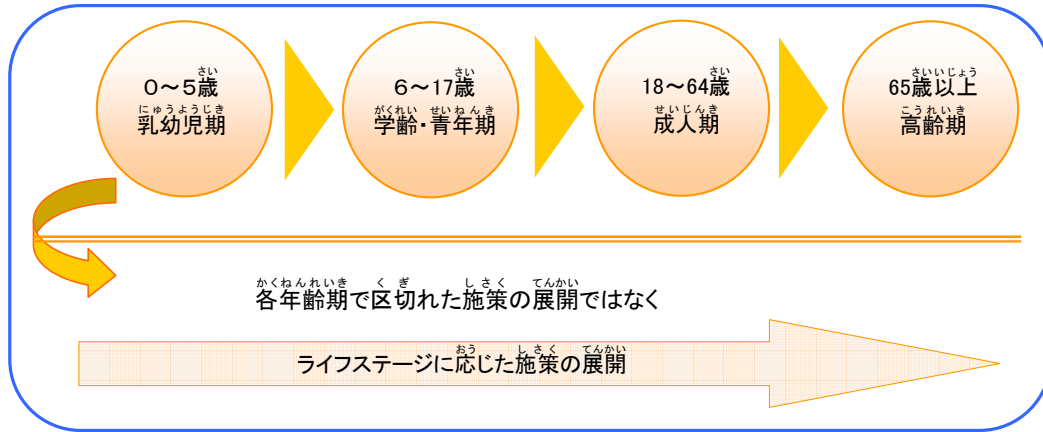
重点施策	① まちづくりに対する障がい者の意見の検討
------	-----------------------



しさをくてんかい ライフステージごとの施策展開

障がい者支援は、障がいの状況や年齢においても必要なことが異なっていくため、多様な視点においてきめ細かく施策展開を図っていく必要があります。乳幼児期から高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた施策整理を行い、区切れのない施策を展開します。

■ライフステージに応じた施策の展開図



乳幼児期（0～5歳）【生まれてから小学校入学の時期】

- 保健医療の充実
- 療育と教育体制の充実

学齢・青年期（6～17歳）【学びの時期で、人との交流が増える時期】

- 療育と教育体制の充実

成人期（18～64歳）【地域社会の中で自立が求められる時期】

- 保健医療の充実
- 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援
- こころの健康づくりの推進
- 雇用と就労の促進
- 生涯学習の推進

高齢期（65歳以上）【加齢に伴う心身の変化が生じる時期】

- 保健医療の充実
- 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援
- こころの健康づくりの推進
- 生涯学習の推進

ライフステージ全体を通しての施策

- 広報・啓発の充実
- ボランティア活動の促進
- 生活安全の確保
- まちづくりに対する障がい者の意見の検討